

東京大学における 社会連携講座等の設置にあたって

1. 社会連携講座等とは

社会連携講座等（社会連携講座および社会連携研究部門）は、公共性の高い共通の課題について、本学と共同して研究を実施しようとする民間等外部の機関（国立研究開発法人を除く）から受け入れる経費等を活用して設置される講座または研究部門です。

民間機関等と連携することにより、本学における教育研究の進展と充実を図り、人材育成をより活発化させ、もって学術の推進及び社会の発展に寄与することを目的としています。

社会連携講座等の設置にあたっては、設置契約のほか、それに関連する共同研究（以下「当該共同研究」という。）について共同研究契約を締結しますので、契約内容に沿い、知的財産の持ち分を決定することが可能です。

2. 社会連携講座等設置の要件等

社会連携講座等の設置や運営にあたっては、倫理的・法的・社会的課題（ELSI）や責任ある研究・イノベーション（RRI）の観点が必要となります。社会連携講座等の目指す目標が、社会にどのような課題をもたらすのかを把握し、許容されるものとなるようご配慮ください。

また、社会連携講座等については以下のような特徴がございますので、ご承知おきください。

1. 社会連携講座等は、公共性の高い共通の課題について、本学と共同して研究を実施しようとする民間機関等から受け入れる経費等を活用して設置するものとなります。設置にあたっては、社会連携講座等の運営及び当該共同研究の実施のために、社会連携講座等教員の人件費（社会連携講座等には、特任教員を雇用し、配置することとしております）、謝金、旅費、消耗品及び光熱水料等の社会連携講座等における教育研究に必要な経費等を負担いただく必要があります。また、これらとは別に管理的経費として、研究支援経費の負担が必要となります。
2. 社会連携講座等及び当該共同研究に、他の民間機関等を加えること（複数機関等でひとつの社会連携講座等を設置すること）が可能です。
3. 教育研究の実施にあたっては、本学の自主性が確保されることが必要となります。
4. 社会連携講座等の存続期間は、原則として3年以上5年以下としています。
5. 社会連携講座等には、東京大学民間等共同研究取扱規則の第7条に定める共同研究員を受け入れることが可能です。

3.ご注意いただきたいこと

- 社会連携講座等における教育研究の実施にあたり、学部学生・大学院学生の進路に制約を課すことはできません。
- 社会連携講座等の名称には、当該社会連携講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとし、当該社会連携講座等に参加する機関（以下「連携機関」という。）の名称を付すことはできません。
- 社会連携講座等の存続期間は、原則として3年以上5年以下としており、特にこれより短い期間での設置はお認めしておりません（5年を超える存続期間での設置を考えている場合には、設置部局にご相談ください）。
- 原則として、連携機関に所属する研究者等を当該社会連携講座等の教員に充てることはできません※。当該社会連携講座等の実施にあたってどうしても参加が必要である場合には、共同研究員としての参加をご検討ください。

※連携機関に所属する研究者等を社会連携講座等の教員に充てられないことについての例外

(1)独立行政法人に所属する研究者を充てる相当の理由がある場合

(2)法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）のうち、その設置目的、業務内容及び運営に照らして、独立行政法人に準ずると本学が指定する法人に所属する研究者を充てる相当の理由がある場合

- 設置した社会連携講座等の運営において、不正または不当行為が明らかになったとき、あるいは契約違反があったときには、本部から是正について催告を行った上、然るべき期間、改善がなされない場合には契約解除を行うことがあります。



問い合わせ先：東京大学本部学術振興企画課
(kenkyusuishin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)